

第1章

行動計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ・性格
- 3 計画の期間

第 1 章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもが、その人権を尊重され、自分の可能性を信じて、いきいきと心豊かに成長し、自立した責任感のある大人に成長できる社会をつくることは、重要な課題です。

そのためには、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することが必要です。

近年の少子高齢化、核家族化、地域の連帯感の希薄化など、社会の変化は、子育て環境に大きな影響を及ぼしております。

特に少子化は、社会経済に及ぼす影響だけではなく、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も懸念されます。

当市における少子化も、合計特殊出生率や出生数の推移からみても厳しい状況にあります。

平成 17 年、旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村のそれぞれが「次世代育成支援対策推進行動計画（前期計画）」を策定しましたが、平成 18 年の市町村合併によりこの計画は失効しております。

平成 20 年 3 月、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備、子ども自身が健やかに育つ環境の整備のため、新市の行動計画を策定し、次世代育成支援対策を推進してきました。

「次世代育成支援対策推進法」では、5 年ごとに、5 年を一期として市町村に対して行動計画の策定を義務づけしており、この度、平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする後期行動計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ・性格

「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として位置づけます。

「弘前市総合計画」その他の関連計画と整合性のあるものとします。

3 計画の期間

平成 22 年度から平成 26 年度まで